

岡高第30688号  
令和8年2月12日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

随時監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年9、10月実施の公の施設の指定管理者監査に係る所管課随時監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 別 紙

### 公の施設の指定管理者監査に係る所管課随時監査の指摘事項の改善措置状況 (令和7年9, 10月実施分)

#### 高齢者福祉課

##### 指摘事項

###### 1 事務処理について

岡山市老人憩の家条例施行規則に基づく施設使用許可手続きが行われておらず、また、毎月行うこととされている事業報告書が提出されていないなど、仕様書に基づく報告に不備が認められました。

岡山市立彦崎老人憩の家をはじめ、老人憩の家の管理においては、今後このようなことが起こらないよう、より一層適正な事務処理を行ってください。

##### 改善措置状況

###### 1 老人憩の家の指定管理者である全ての地元管理団体に対して、令和7年12月9日付けで、施設使用許可書の交付及び月次事業報告書の提出に関する事務連絡を発出し、適正に事務処理を行うよう指導しました。

また、改善が必要な施設に対しては、個別に電話連絡し、改善するよう指導しました。

令和8年1月22日時点の実施状況を確認したところ、施設使用許可書の交付については改善されている一方で、月次事業報告書の提出については一部施設において改善されていなかったため、引き続き指導を行うとともに、今後の再発防止に向けて定期的に実施状況を確認するなど、適正な事務処理が徹底されるよう指導監督を行ってまいります。